

登 載 依 頼

熊 本 県 道 路 公 社 公 告 第 6 号

本 公 社 に お い て、次 の と お り 一 般 国 道 の 改 築 工 事 を 完 了 す る の で、道 路 整 備 特 別 措 置 法 (昭 和 3 1 年 法 律 第 7 号) 第 1 0 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

平 成 1 4 年 5 月 1 5 日

熊 本 県 道 路 公 社 理 事 長 古 城 芳 臣

1 路 線 名

一 般 国 道 3 2 4 号

2 工 事 の 区 間

天 草 郡 松 島 町 今 泉 字 知 十 か ら 天 草 郡 松 島 町 合 津 字 景 ま で

3 工 事 の 種 類

改 築 工 事

4 工 事 完 了 の 日

平 成 1 4 年 5 月 1 6 日

熊本県道路公社公告第 7 号

本公社において、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、有料道路「松島道路」に係る料金を徴収するので、同法第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 4 年 5 月 1 5 日

熊本県道路公社理事長 古城 芳臣

1 料金

(通行 1 回 1 台当たり 単位 円)

車 種	普 通 車	大型車 (I)	大型車 (II)	軽自動車等
料金の額	2 0 0	3 0 0	7 0 0	1 5 0

(注) (1) 回数券の割引率は、2 割以下とする。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率は 3 割とする。

(2) 障害者有料道路通行料金割引証を提出する以下の自動車については、現金（ハイウェイカード（磁気式前払券）を含む。）で徴収する料金の割引率を 5 割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（1 5 才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表第 1 に掲げる普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、乗用定員 1 0 人以下の乗用のものに限る。以下同じ。）、貨物自動車（乗用自動車と類似した構造及び機能を有するものと認められるライトバン等に限る。以下同じ。）又は特殊用途自動車（乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められる身体障害者輸送車に限る。以下同じ。）で、当該身体障害者又はこれと生計を一にする者が所有するもの（身体障害者 1 人につき 1 台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

ロ 身体障害者福祉法第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（1 5 才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を

受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要項(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車、貨物自動車又は特殊用途自動車で、当該重度障害者若しくはこれと生計を一にする者が所有するもの(重度障害者1人につき1台に限り、当該重度障害者がイによる割引の適用を受けている場合にあつては、当該割引の適用を受ける自動車とする。)、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度				
視 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1				
聴 覚 障 害		2級及び3級				
肢 体	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2				
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1				
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級				
不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能 障害</td> <td>1級及び2級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>移動機能 障害</td> <td>1級から3級までの各級(一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。)</td> </tr> </table>	上肢機能 障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)	移動機能 障害	1級から3級までの各級(一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。)
	上肢機能 障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)				
移動機能 障害	1級から3級までの各級(一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。)					
内 部 障 害	心 臓 機 能 障 害	1級から4級までの各級				
	じ ん 臓 機 能 障 害	1級から4級までの各級				
	呼 吸 器 機 能 障 害	1級から4級までの各級				
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級				
	小 腸 機 能 障 害	1級から4級までの各級				
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から4級までの各級				